

# 参考資料 1. 環境アセスメントとは



## 1-1. 環境アセスメント導入のきっかけ

資料 1



- 環境アセスメントの取組みの開始
- 実施に向けた統一的な仕組みの設定

**公害の問題、自然破壊の問題に対処する仕組みとして、環境アセスメントの取組みが開始された。**

# 参考資料 1. 環境アセスメントとは

## 1-2. 「環境影響評価法（アセス法）」の 対象事業と必要な手続き



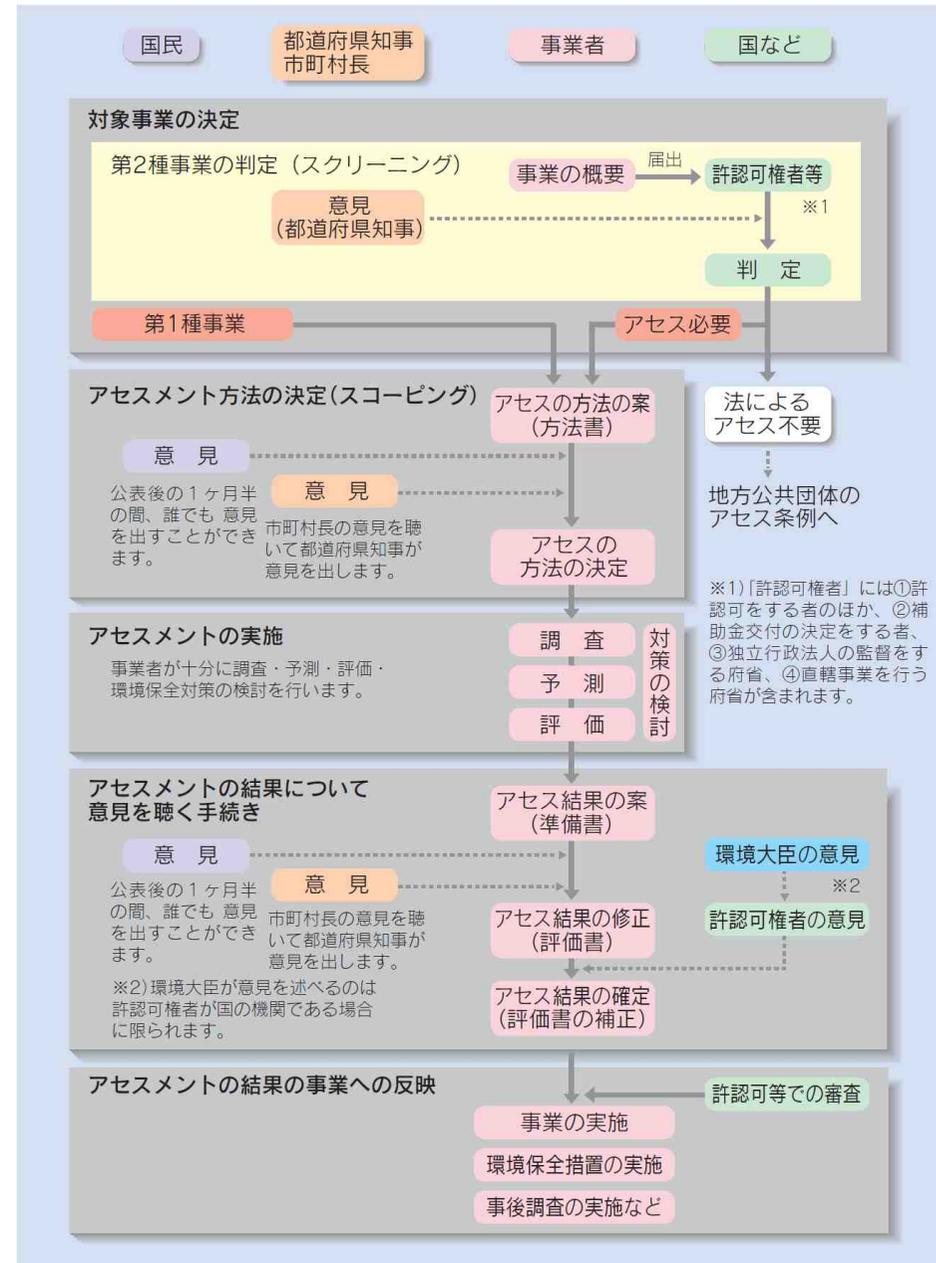
### アセス法の対象事業

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
<b>1 道路</b>		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 山のみち地域づくり交付金により整備される林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km~10km 幅員6.5m以上・15km~20km
<b>2 河川</b>		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha 土地改変面積75ha~100ha
<b>3 鉄道</b>		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	長さ7.5km~10km
<b>4 飛行場</b>		
	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m~2500m
<b>5 発電所</b>		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて	出力2.25万kW~3万kW 出力11.25万kW~15万kW 出力7500kW~1万kW
<b>6 廃棄物最終処分場</b>		
	面積30ha以上	面積25ha~30ha
<b>7 埋立て、干拓</b>		
	面積50ha超	面積40ha~50ha
<b>8 土地区画整理事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
<b>10 工業団地造成事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
<b>13 宅地の造成の事業 (*1)</b>		
	面積100ha以上	面積75ha~100ha
○港湾計画 (*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

**※廃棄物処理施設は、アセス法の対象事業に含まれていない。(廃棄物最終処分場のみ)**

出典:環境省資料

### アセス法の手続きの流れ



# 参考資料 1. 環境アセスメントとは

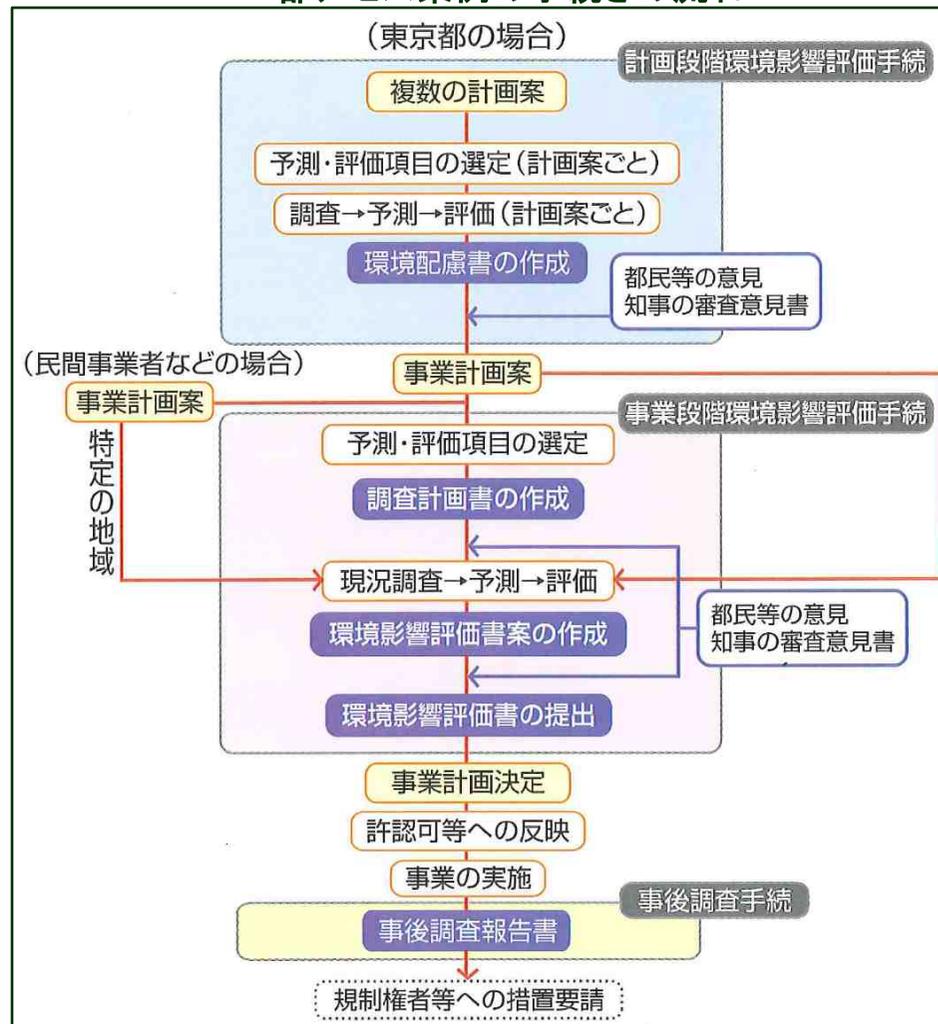


## 1-3. 「東京都環境影響評価条例（都アセス条例）」の対象事業と必要な手続き

### 都アセス条例の対象事業

1 道路の新設又は改築
2 ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築
3 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良
4 飛行場の設置又は変更
5 発電所又は送電線路の設置又は変更
6 ガス製造所の設置又は変更
7 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更
8 工場の設置又は変更
9 終末処理場の設置又は変更
<b>10 廃棄物処理施設の設置又は変更</b> <b>【ごみ処理施設の設置】</b> <b>処理施設の種類毎の処理能力合計200t/日以上</b>
11 埋立て又は干拓
12 ふ頭の新設
13 住宅団地の新設
14 高層建築物の新築
15 自動車駐車場の設置又は変更
16 卸売市場の設置又は変更
17 流通業務団地造成事業
18 土地区画整理事業
19 新住宅市街地開発事業
20 工業団地造成事業
21 市街地再開発事業
22 新都市基盤整備事業
23 住宅街区整理事業
24 第二種特定工作物の設置又は変更
25 建築物用の土地の造成
26 土石の採取又は鉱物の掘採

### 都アセス条例の手続きの流れ



**※本事業は、処理能力合計200t/日未満のため、都アセス条例の対象とならない。**

出典：東京都環境影響評価条例資料を加工

# 参考資料 1. 環境アセスメントとは



## 1-4. 生活環境影響調査の位置づけ

### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

**第八条** 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(省略)

**第九条の三** 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

一般廃棄物処理施設の設置の届出を行うためには、

①生活環境影響調査結果案の公表 ②パブリックコメント(意見書)の募集 ③②を踏まえた調査結果の取りまとめが必要となる。

# 参考資料 1. 環境アセスメントとは



## 1-5. 生活環境影響調査における調査項目（焼却施設）

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に示される生活環境影響調査の標準的な調査項目は、下表のようになります。

生活環境影響調査項目例(焼却施設)

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

# 参考資料 1. 環境アセスメントとは



## 1-5. 生活環境影響調査における調査項目（破碎・選別施設）

生活環境影響調査項目例（破碎・選別施設）

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。  
 たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

## 参考資料 2. 東京都環境影響評価条例に基づく類似事例



### 2-1. 調査・予測・評価項目の選定例・・・東京都環境影響評価条例に基づく事例

事例 1 : 「練馬清掃工場建替事業」  
 ・事業者 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
 ・処理能力 : 500トン/日 (250トン×2基)

事例 2 : 「ふじみ新ごみ処理施設整備事業」  
 ・事業者 : ふじみ衛生組合  
 ・処理能力 : 288トン/日 (144トン×2基)

項目	工事中			供用後			備考
	施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	関連車両の走行	
大気汚染	二酸化硫黄				○		●
	浮遊粒子状物質		○	○	○	○	●
	二酸化窒素		○	○		○	●
	ダスト類				○		●
	塩化水素				○		●
	水銀				○		
悪臭					○		●
騒音・振動		○	○		○	○	●
低周波音							
水質汚濁							
土壤汚染	○						
地盤	○			○			
地形・地質							
水循環	○			○			
生物・生態系							
日影				○			
電波障害				○			
風環境							
景観				○			
史跡・文化財							
自然との触れ合い活動の場							
廃棄物	○				○		
温室効果ガス					○		

## 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ



### 3-1. 大気質

#### 3-1-1. 現地調査

- 大気汚染の状況を現地調査により把握する。

＜測定物質＞事業により排出される物質を対象  
二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、  
塩化水素、ダイオキシン類、水銀等  
＝バックグラウンド濃度の設定に考慮。

※バックグラウンド濃度とは

新施設が稼動していない現時点での濃度。工場、自動車や火山などの人為的・自然的汚染の影響を受けていない地域においても大気汚染物質濃度はゼロではない。そのため、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局（「一般局」という。）で常時測定されている結果を、バックグラウンド濃度とする。

- 気象の状況を現地調査により把握する。

＜地上気象＞  
地上10mでの風向、風速等を調査。  
＝気象条件の設定に考慮。

＜上層気象＞  
上空1500m付近までの風向、風速、気温等を  
高さ別に調査。  
＝逆転層の出現状況等を把握。  
気象条件の設定に考慮。



大気汚染の調査風景



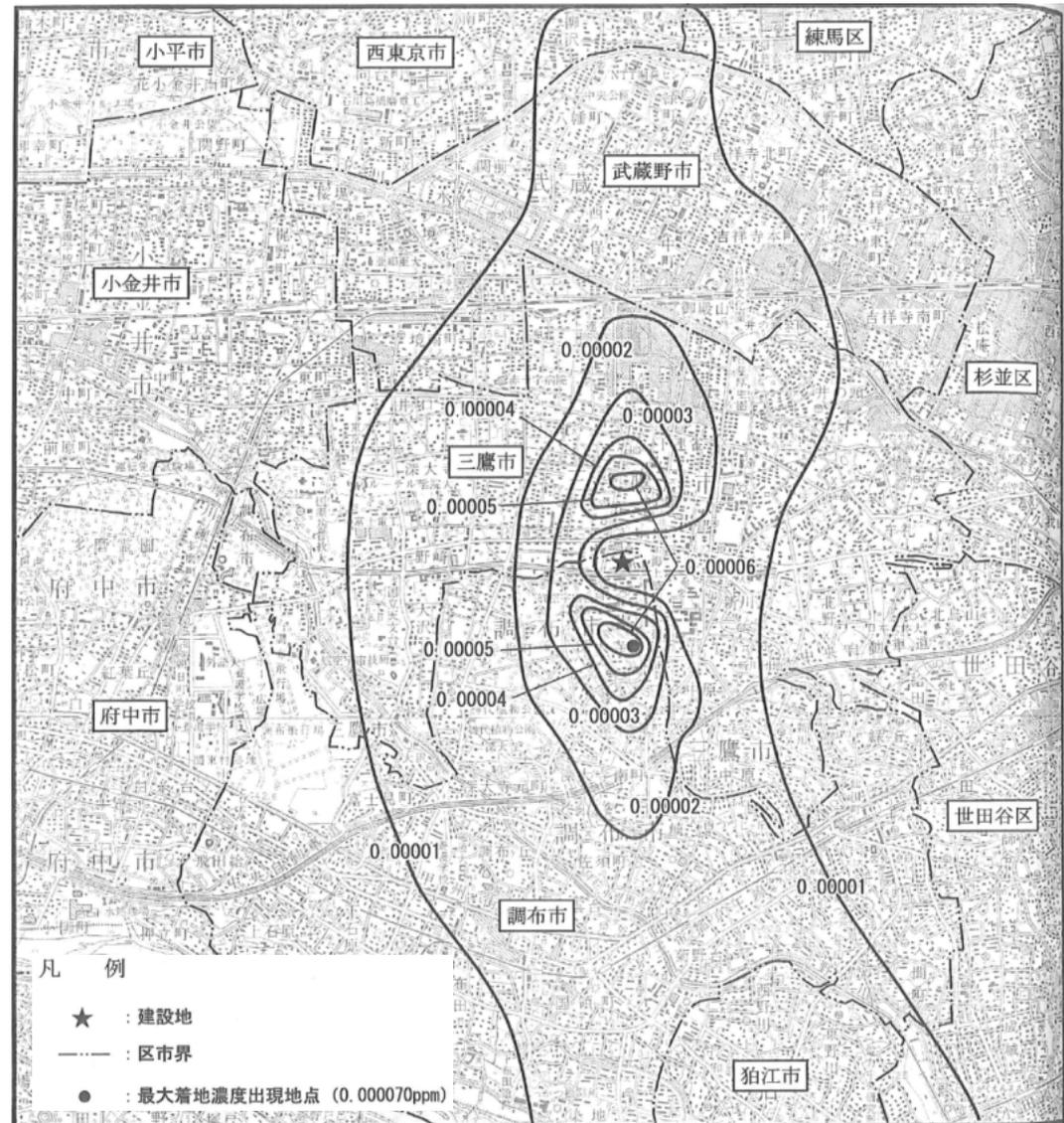
上層気象の調査風景



## 3-1-2. 予測・評価（1）

### 施設の稼働(供用後)、 建設機械の稼働(工事中)

- 計画等に基づく排出条件に、気象条件等を考慮し、大気拡散式により将来濃度を予測する。
- 予測結果は等濃度分布図等で示す。
- 予測結果を環境基準等と比較し、整合性を確認する。



施設の稼働に伴う付加濃度の等濃度分布図（例）  
（出典：ふじみ衛生組合／環境影響評価書）

# 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ

## 3-1-3. 予測・評価（2）

### 関連車両の走行(供用後)、 工事用車両の走行(工事中)

- 主要な走行経路上で、保全対象(住宅等)が分布する地点を予測地点とする。(現地調査と同地点)
- 計画等に基づく車両台数等に、気象条件等を考慮し、大気拡散式により将来濃度を予測する。
- 予測結果を環境基準等と比較し、整合性を確認する。



単位：ppm

予測地点		将来濃度		関係車両の走行による付加率(%)	環境基準値
		年平均値	日平均値の年間98%値		
St.9	三鷹通り北	東側	0.0290	0.046	0.04~0.06のゾーン内又はそれ以下
		西側	0.0294	0.046	
St.10	三鷹通り南	東側	0.0298	0.047	
		西側	0.0285	0.045	
St.11	東八道路西	北側	0.0313	0.049	
		南側	0.0302	0.047	
St.12	東八道路東	北側	0.0301	0.047	
		南側	0.0294	0.047	
St.13	吉祥寺通り	東側	0.0307	0.046	
		西側	0.0323	0.050	
St.14	都道114号	東側	0.0283	0.045	
		西側	0.0287	0.046	

大気汚染(車両)の予測地点と予測結果(例)  
(出典:ふじみ衛生組合/環境影響評価書)

## 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ



### 3-2. 騒音・振動

#### 3-2-1. 現地調査

##### ●騒音の状況を現地調査により把握する。

###### <環境騒音>

計画地周辺の環境騒音を調査。  
＝バックグラウンド騒音の設定に考慮。

###### <道路交通騒音>

主要な走行経路上で、保全対象(住宅等)が分布する地点を設定し調査。  
＝バックグラウンド騒音の設定に考慮。

##### ●交通量の状況を現地調査により把握する。

###### <自動車交通量>

道路交通騒音と同時に調査。  
＝将来基礎交通量の設定に考慮。

※バックグラウンド騒音とは……

その場所にいたときに聞こえる周囲の雑音のこと。例えばマンションに住んでいたとすると、隣の音が聞こえていないときの、家の周りの木のすれる音などの雑音などを含んだ騒音のこと。



騒音・振動の調査風景



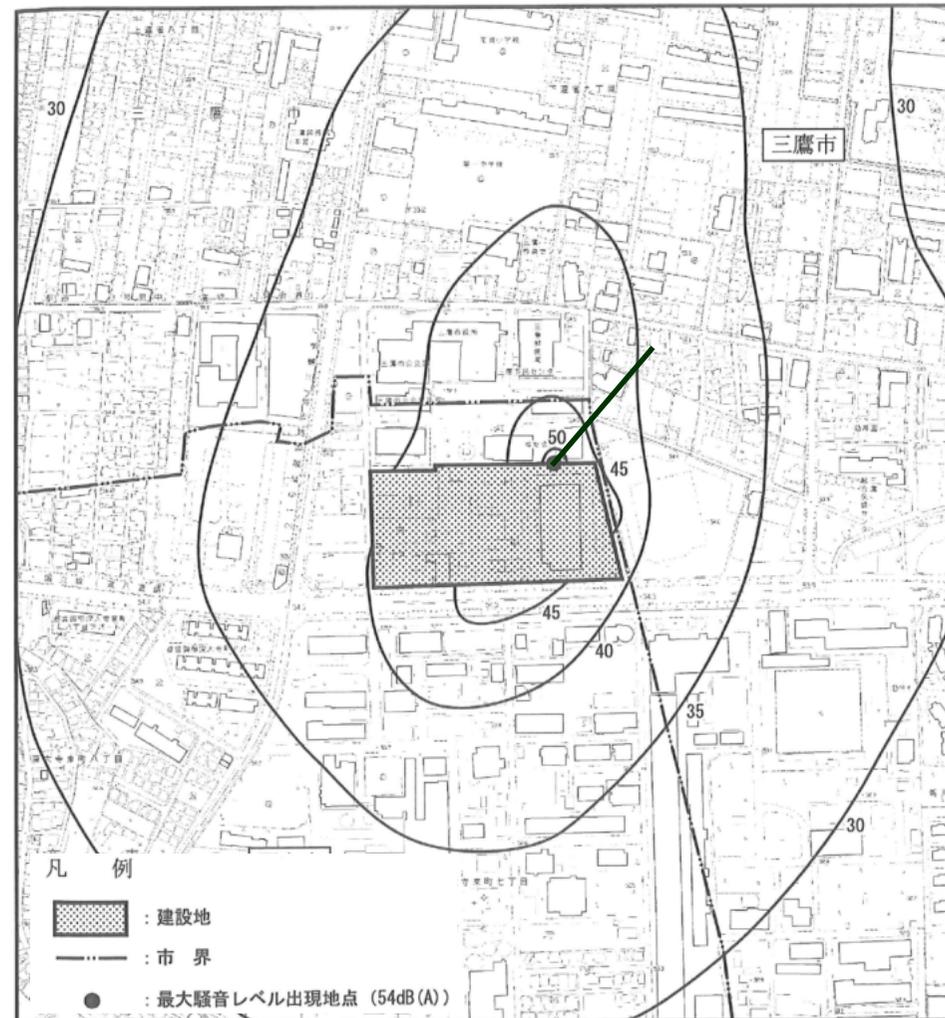
交通量の調査風景



## 3-2-2. 予測・評価（1）

### 施設の稼働(供用後)、 建設機械の稼働(工事中)

- 計画等に基づく音源条件より、伝搬理論式により将来の騒音レベルを予測する。
- 予測結果は等音分布図等で示す。
- 予測結果を規制基準と比較し、整合性を確認する。



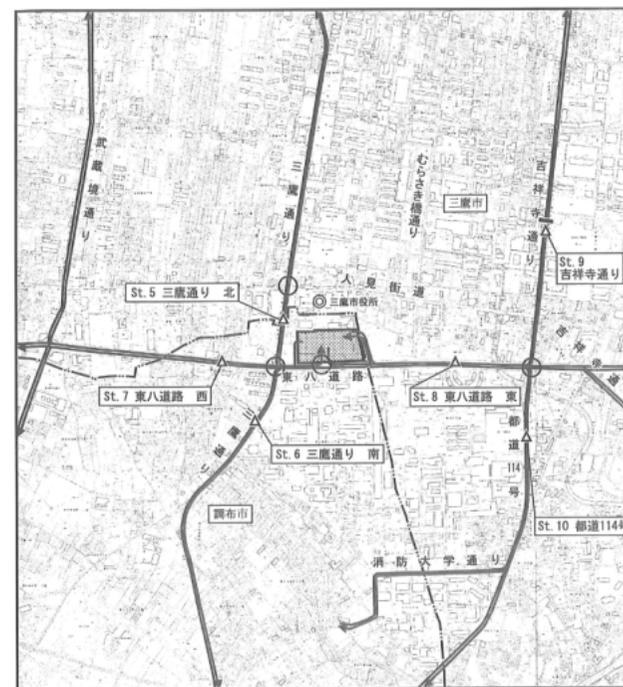
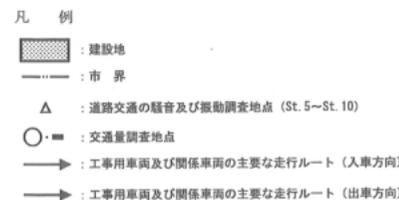
施設の稼働に伴う騒音レベルの等音分布図（例）



## 3-2-3. 予測・評価（2）

### 関連車両の走行(供用後)、 工事用車両の走行(工事中)

- 主要な走行経路上で、保全対象(住宅等)が分布する地点を予測地点とする。(現地調査と同地点)
- 計画等に基づく車両台数等より、伝搬理論式により将来の騒音レベルを予測する。
- 予測結果を環境基準等と比較し、整合性を確認する。



単位：dB(A)

予測地点	時間区分	方向	騒音レベル (L <sub>Acc</sub> )		
			現況の 道路交通騒音 <sup>注3)</sup> (①)	供用時の 道路交通騒音 <sup>注3)</sup> (②)	関係車両の走行 による増分 (③=①-②)
St. 5 三鷹通り北	昼間	東側	66	66	0.1
		西側	66 <sup>注4)</sup>	66	0.1未満
St. 6 三鷹通り南		東側	71 <sup>注4)</sup>	71	0.1
		西側	69	69	0.1
St. 7 東八道路西		北側	66	66	0.1未満
		南側	65 <sup>注4)</sup>	65	0.1
St. 8 東八道路東		北側	67	67	0.1
		南側	67 <sup>注4)</sup>	67	0.1
St. 9 吉祥寺通り		東側	65	65	0.1未満
		西側	67 <sup>注4)</sup>	67	0.1
St. 10 都道114号	東側	67	67	0.1	
	西側	67 <sup>注4)</sup>	67	0.1	

騒音（車両）の予測地点と予測結果（例）

## 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ



### 3-3. 電波障害

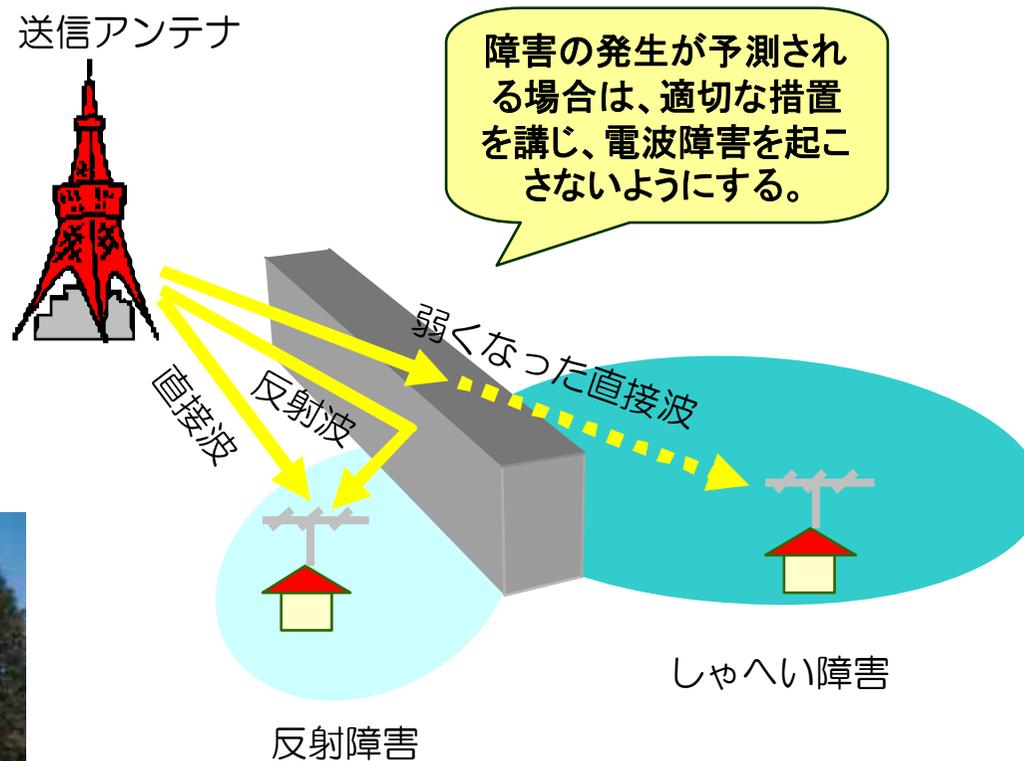
#### 3-3-1. 現地調査・予測・評価

##### 施設の存在(供用後)

- 計画等に基づく施設計画等より、電波障害予測式により遮へい障害範囲、反射障害範囲を予測する。
- 「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を基本とする。
- 予測の結果、電波障害の発生が予測される場合は、適切な措置を講じる。



電波測定車によるテレビ電波受信状況の調査風景



テレビ電波障害の模式図

## 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ



### 3-4. 景観

#### 3-4-1. 現地調査・予測・評価（1）

##### 施設の存在（供用後）

- 主要な眺望地点を選び、写真撮影を実施。
- 現況写真に、施設建物を合成したフォトモンタージュを作成。  
近景の場合は完成パース（施設を立体的に描いた完成予想図）を作成。
- 東京都景観計画等の上位計画の方針を評価指標とし、整合性を評価。

現況写真に施設建物を合成したフォトモンタージュを作成



現況



供用後

## 参考資料3. 調査・予測・評価イメージ



### 3-4. 景観

#### 3-4-2. 現地調査・予測・評価（2）

##### 施設の存在(供用後)

- 主要な眺望地点を選び、写真撮影を実施。
- 現況写真に、施設建物を合成（フォトモンタージュ）。  
近景の場合は完成パースを作成。
- 東京都景観計画等の上位計画の方針を評価指標とし、整合性を評価。

現況写真に施設建物を合成したフォトモンタージュを作成



現況



供用後

## 参考資料4. 予測評価結果への対応策例



### 4-1. 予測評価結果への対応策例

#### ●大気汚染への対応

大気中の汚染物質の濃度が高い。

- ⇒ ・高度処理の実施(洗煙設備の高度化)
- ・煙突を高くする

#### ●悪臭への対応

施設より悪臭がする。

- ⇒ ・施設内(ピット)を負圧とする。
- ・エアカーテンもしくは開閉シャッターを設置する。

#### ●騒音・振動への対応

発電機・コンデンサーより騒音・振動がする。

- ⇒ ・遮音パネルの設置もしくはPC版外壁の採用

#### ●土壌汚染への対応

土壌中の汚染物質濃度が高い。

- ⇒ ・土壌置換
- ・薬剤による中和

#### ●景観への対応

周辺の景観に調和していない。

- ⇒ ・東京都公共事業景観形成指針に則り、外観の色彩計画を見直す。

周辺の景観に圧迫感を与える。

- ⇒ ・建物をセットバックさせる。
- ・大きな面を作らない計画とする。

大井清掃工場 蒸気復水器置場



渋谷清掃工場 プラットホーム

